

答 申 第 1 号

令和6年7月23日

帯広市長 米沢 則寿 様

帯広市情報審査会

会長 佐々木 涼太

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年3月13日付け帯環境第233号で諮問のあった下記の件について、次のとおり答申します。

記

令和4年5月31日付け帯環境第1065号個人情報一部開示決定処分に係る審査請求

答 申

第1 審査会の結論

帯広市長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対して行った、令和4年5月20日受付の個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対する、同年5月31日付け帯環境第1065号で行った個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 事案の概要

1 事実

（1）ハトへのエサやりに対する苦情受付とその対応

ア 令和4年〇月〇日、実施機関は、審査請求人がエサやりをしているため、ハトが集まり困っている旨の苦情を受け付けた（以下、この苦情を「本件エサやりに対する苦情」といい、その申立人を「本件申立人」という。）。

イ 本件エサやりに対する苦情を受け付けた実施機関は、同月〇日、〇日及び〇日に三回にわたって現地確認を行ったが、エサ台は設置されておらず、エサ、フンは見当たらなかった。

ウ 同月〇日、現地確認を行った実施機関は、事情の聞取りのため、審査請求人方を訪ねた。対応にあたった家族と思われる女性からはエサやりをしているのは夫（審査請求人）である、本件申立人には夫の勤務先に直接行って伝えるように言ってほしい旨の発言があった。

エ これに対し、実施機関は、野生動物にエサやりをすること自体は法令で禁止されているものではないが、近隣から苦情があったことを伝え、今後はエサやりを控えていただきたい旨お願いした。

（2）個人情報開示請求

令和4年5月20日、審査請求人は、実施機関に同日付け個人情報開示請求書を提出し、次の個人情報について本件開示請求を行った。

ア 請求事項

私（〇〇〇〇）の付近の住民の電話による苦情に対し、2022年〇月〇日〇：〇現住所帯広市〇〇〇〇の敷地内等の調査（帯広市都市環境部環境室環境課〇

〇〇〇)を行なった理由及び報告書の全ての開示を求める。

(3) 個人情報一部開示決定

令和4年5月31日、実施機関は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年条例第3号）第5条の規定により廃止された帯広市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第21条第1項の規定に基づき、個人情報一部開示決定通知書により、本件処分を行った。

ア 開示情報

令和4年〇月〇日付け苦情受付処理票（野鳥への餌やりについて）

イ 開示しない部分の概要及びその理由

（ア） 開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報

a 氏名、住所、電話番号、住宅の位置に関する情報

開示請求者以外の個人を識別できる情報であり、旧条例第17条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当する。

(4) 審査請求

令和4年6月2日、審査請求人は、実施機関に同日付け審査請求書を提出した。

ア 審査請求の趣旨

申立人の住所・氏名・電話番号を除く全ての開示を求める。私が述べた苦情内容が開示されていない。

イ 審査請求の理由

一部市民による中傷・誹謗に対し、市職員が適正に職務を遂行していないため。

①客観的事実として、直接申立人（請求者）〇〇〇〇に対し、事情聴取を行っていない。

②2022年〇月〇日環境部へ直接電話にて苦情の申立てを行った内容が開示されていない。

③2022年〇月〇日環境部へ直接出向き、苦情の申立てを行った内容が開示されていない。

④〇〇さんの妻とは誰なのか。また、発言内容を誤認している。

2 旧条例の規定

(1) 個人情報の開示義務

※旧条例第 17 条本文の規定抜粋

(個人情報の開示義務)

第 17 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(2) 開示請求者以外の個人情報

※旧条例第17条第 2 号の規定抜粋

(1) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

第3 実施機関の弁明及び事実陳述の要旨

実施機関による令和6年2月1日付け弁明、同年5月13日の事実の陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

1 市の保有個人情報

(1) 本件開示請求に係る個人情報の特定について

本件開示請求は、都市環境部環境室環境課が保有する、審査請求人の「付近の住民の電話による苦情に対し、2022年〇月〇日〇：〇現住所帯広市〇〇〇〇の敷地内等の調査（帯広市都市環境部環境室環境課〇〇〇〇）を行なった理由及び報告書」を対象とするものである。

保有する個人情報を確認したところ、「令和4年〇月〇日付け苦情受付処理票（野鳥への餌やりについて）」（以下「本件苦情受付処理票」という。）を保有していた。

この点、本件開示請求書記載の住所と実施機関が調査を行った場所は異なるものの、開示請求者から聞き取った内容と日時が一致したことから、これを開示情報として特定したものである（以下、開示した情報を「本件開示情報」という。）。

(2) 対象個人情報の概要

「苦情受付処理票」とは、住民等から犬・猫などに関する苦情やハトやカラス等野生生物のエサやりに起因するフン害等の苦情等が寄せられた際にその対応の記録として、その申立ての内容、現地の状況、処理経過等を記載しているものである。

(3) 本件開示請求に係る個人情報本件開示情報のみである理由

本件開示請求の原因となった本件エサやりに対する苦情についての調査終了後に、審査請求人から電話及び直接来庁により、調査に当たった職員の対応に対する苦情が寄せられたのは事実だが、その内容については、口頭により当該職員から課長へ報告したことから、報告書等の文書は作成していなかった。

実施機関においては、市民等から苦情が寄せられた場合、記録として残すものとそうではないものを区別する明文のルール等はないが、現地確認など

を行うことにより、苦情の内容について事実を確認したものについて文書により記録を残すこととしているものである。

本件エサやりに対する苦情の内容である「私有地の北側の道路でエサやりをしている人がいて、ハトが集まり困っている。…エサを撒かないよう注意してほしい。」に対して職員が現地を調査したところ、エサ台、エサ、フンなどを確認することはできず、苦情の原因となる事実が確認できなかったものの、苦情の原因となった方（審査請求人）の自宅を訪問し、応対に出られた女性に、苦情があったということ及び今後はやめていただくことを伝え、本件苦情の対応を完了したことから、そこまでの経過を苦情受付処理票に記録したものである。

その後、審査請求人から実施機関に対して、敷地内の調査を行った職員の対応が不適切であったことや、当該職員がその苦情の内容を直接審査請求人に伝えに来なかったことについて苦情があったが、その後の審査請求人からの苦情は、本件エサやりに対する苦情とは直接関係がないものと判断し、記録は残していないものである。

したがって、本件開示請求に係る保有個人情報、本件苦情受付処理票のみであり、審査請求人から電話及び直接来庁により調査に当たった職員の対応に対する苦情が寄せられた際の報告書等は作成していないため、不存在である。

2 開示請求者以外の個人情報（旧条例第17条第2号）について

本件苦情受付処理票には、開示請求者以外の個人の氏名、住所、電話番号のほか、本件申立人の「住宅の位置に関する情報」が記載されており、これらの情報は旧条例第17条第2号に規定する開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するため、当該部分を非開示としたものである（以下、非開示とした部分を「本件非開示部分」という。）。

第4 争 点

- 1 本件開示請求の対象となる個人情報を本件開示情報のみとしたことの妥当性
審査請求人が実施機関に対して開示を求めている個人情報は、審査請求人が令

和4年〇月〇日に環境課に直接電話にて、及び令和4年〇月〇日に環境課に直接
出向いて、苦情の申立てを行った内容が記載された個人情報（以下「本件対象個人
情報」という。）である。

これに対し、実施機関は、当該苦情申立てがあった事実は認めているものの、
本件対象個人情報は作成していないと主張している。

そこで、実施機関が本件開示請求に係る対象となる個人情報として本件開示情
報のみを特定したことが妥当であったかどうか（以下「争点①」という。）が争
点となる。

2 開示請求者以外の個人情報（旧条例第17条第2号）の該当性

実施機関は、本件非開示部分について、旧条例第17条第2号を理由に非開示と
した旨弁明する。審査請求人は、本件申立人の住所・氏名・電話番号を除く全て
の開示を求めているところ、本件非開示部分にはこれらに加えて、本件申立人の
「住宅の位置に関する情報」が含まれている。そこで、本件非開示部分のうち、
本件申立人の「住宅の位置に関する情報」が旧条例第17条第2号に該当するか否
か（以下「争点②」という。）が争点となる。

第5 審査会の判断

1 答申に当たっての適用法令について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律
第37号）第51条により改正された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第
57号）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなさ
れた処分に対するものであることから、個人情報の保護に関する法律の一部改正
に伴う関係条例の整備に関する条例附則第4項の規定により、旧条例の規定に基
づき審議することとする。

2 旧条例の基本的な考え方

旧条例は、第1条で定めるように、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正
及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必
要な事項を定めることによって、個人の基本的人権を擁護するとともに、公正で
民主的な市政の推進に資することを目的としている。この条例の各条項の解釈及

び運用は、常に本条に照らして行う必要がある。

第17条本文においては、個人情報の開示請求に対する実施機関の開示義務を定めている。ただし、市が保有する個人情報の中には、法令の規定により開示できないもの、個人のプライバシーや法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの、行政の公正かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがあるもの等非開示とせざるを得ない情報があるので、これらを類型化し、「非開示情報」としてあらかじめ限定的に定め、これらが記録されている個人情報を原則開示の例外部分として非開示とするものである。

なお、第17条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの判定にあたっては、当該各号の趣旨を踏まえ、開示請求の都度、個別具体的に行う必要がある。

3 審査会の判断の理由

(1) 争点①について

ア 本件開示情報を特定したことの妥当性

実施機関は、本件開示請求の対象となる個人情報として、本件苦情受付処理票に記載の本件開示情報と特定している。一方、本件開示請求は、「…2022年〇月〇日〇：〇現住所帯広市〇〇〇〇の敷地内等の調査…を行なった理由及び報告書」である。

本件開示請求で求められている敷地内等の住所及び調査の日付等にずれがあるが、審査会において本件開示情報を見分したところ、本件申立人が苦情を申し立てた日付は令和4年〇月〇日だが、その申立てに対し環境課の職員が現地の調査を行った日に同月〇日が含まれており、また、苦情の原因者と審査請求人の氏が一致する。

したがって、本件開示情報を、開示請求に係る対象となる個人情報として特定したことは妥当である。

イ 本件対象個人情報を開示情報として特定しなかったことの妥当性

弁明書及び事実の陳述によると、実施機関には、報告書作成に係る明確なルール等はないが、現地確認などを行うことにより、苦情の内容について事実を確認したものにあつては、文書により記録を残すこととしている

と主張している。

また、実施機関は、審査請求人が本件対象個人情報に係る苦情を申し立てたことについては認めているものの、その内容については、本件エサやりに対する苦情と直接関係ないものと判断したことから、口頭により当該職員から課長へ報告し、報告書等は作成していなかったと主張している。

一般的に、担当課がその所掌する事務において、日常的に行う業務の記録を残すか否かは、その時々 of 合理的な判断に委ねられるのが実際である。

実施機関の弁明書を見分し、事実の陳述を聴いたところ、本件対象個人情報を作成していないとする実施機関の主張に不合理な点はなく、他に本件対象個人情報の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

ウ したがって、実施機関が本件開示請求に係る対象となる個人情報として本件開示情報のみを特定したことは妥当である。

(2) 争点②について

ア 旧条例第17条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は「非開示情報」とする旨が規定されている。

イ 審査会において本件非開示部分を見分したところ、本件申立人の氏名、住所、電話番号及び当該エサやりが行われたとされる現場と本件申立人の住宅との位置関係を示す情報（住宅の位置に関する情報）が確認された。

住宅の位置に関する情報を開示されると、本件開示情報に含まれる図面と照らし合わせることで本件申立人を特定できることとなるため、本件申立人の住宅の位置に関する情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、その記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別できることとなるものであり、旧条例第17条第2号に該当する。

ウ したがって、本件申立人の住宅の位置に関する情報が旧条例第17条第2

号に該当するとして、当該部分を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、争点①及び②に関する主張のほか、審査請求書において「①客観的事実として、直接申立人（請求者）〇〇〇〇に対し、事情聴取を行っていない。」「④〇〇さんの妻とは誰なのか。また、発言内容を誤認している。」旨を主張している。

審査請求の対象は行政処分であり、情報審査会においては、行政処分の違法性や当該処分の当不当について審理を行うものである。

上記の①の主張に関しては、実施機関が行う苦情処理業務の実施方法について、④の主張に関しては、記録された個人情報の内容について、それぞれ主張しているものと考えられる。

本件の審査請求の対象となる行政処分は個人情報一部開示決定処分であり、実施機関が苦情処理をどのように実施するか、また、記録された個人情報の内容に関することは、当該処分が違法であるか否か、又は妥当であるか否かに直接関係のない事項である。

したがって、上記の審査請求人の主張については、本審査会の審査の対象外である。

第6 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
令和6年3月13日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和6年3月15日	・ 審査請求人に対し、口頭意見陳述の申立て及び意見書等の提出について照会（審査請求人からの回答なし）
令和6年5月2日	・ 実施機関に対し、審査請求に係る保有個人情報の提示及び事実の陳述について通知
令和6年5月10日	・ 実施機関から事実の陳述に係る報告を受理
令和6年5月13日	・ 実施機関の事実の陳述 ・ 審議
令和6年7月23日	・ 答申

第8 帯広市情報審査会委員（五十音順）

氏 名	備 考
阿部 勝利	
佐々木 涼太	会 長
野原 香織	会長職務代理者
三井 麻美	
村瀬 勝広	